

まえばし

水道局だより



イメージキャラクター「タンク君」

第32号

平成24年(2012年)2月1日 前橋市水道局発行
ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp/>

水道 GLP (水道水質検査優良試験所規範) 認定を取得

お客さまの飲用される水道水が、水質基準(水道法第4条)に適合していることを確認するための水質検査は、正確かつ精度の高いものでなければなりません。

水道局では、平成23年11月29日に、水道水質基準38項目(水道水・浄水)において、水道水質検査優良試験所規範に適合し、水質検査に係る技術力と検査精度が高く評価され、水道GLPの認定を取得しました。

これからも、精密な水質検査を行い、より一層お客さまに水道水への安心と信頼を提供できるように努めてまいります。

認定内容

認定番号：JWWA-GLP075
事業者名：前橋市水道局
水質検査機関名：上下水道部浄水課
認定範囲：水道水質基準項目
認定日：平成23年11月29日

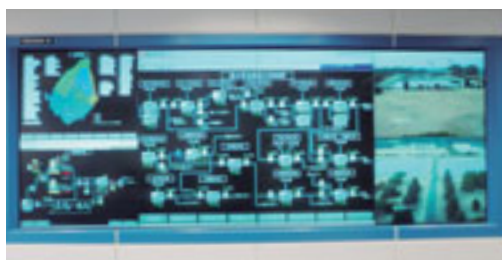


※平成23年12月26日 (社)日本水道協会尾崎専務理事より認定証を授与



水道GLPとは

水道GLP (Good Laboratory Practice: 優良試験所規範) とは、水質検査機関による検査結果の信頼性確保を目的として、社団法人日本水道協会によって策定された認定規格です。国際規格であるISO9001とISO/IEC17025の要求事項を参考にしながら、分析や試験が適正に実施されたことを証明できる基準を定めたものであり、管理上の要件と技術的的要件から構成されています。日本水道協会「水道GLP認定委員会」による厳正な審査を経て認定されます。



市内に点在する水道施設の稼動状況を数島浄水場で監視・制御する遠方監視設備に、富士見地区の施設情報を取り入れる更新工事を行いました。これにより、遠方監視設備の一元化が図られ、効率的な配水運用が行われます。

**遠方監視設備
の更新**

■ 現行の下水道使用料を平成26年度まで据え置きます ■

水道局では、現行下水道事業の財政計画期間が平成23年度末で終了することから、新たに平成24年度から26年度までの3カ年を計画期間とした財政計画（財政収支見通し）を策定し、下水道使用料の見直しを行いました。

結果として、非常に厳しい経営状況が見込まれるものの、執行段階での優先順位の再点検や徹底した効率化を進めることとし、平成26年度までの間、現行使用料の据え置きを決定しました。

☎経営企画課 ☎898-3013へ

■ 水道料金等の検針地区の見直しによる検針月の一部変更について ■

水道メーターの検針は、町ごとに偶数月、奇数月に分けて2カ月に1度の検針を行っておりますが、現状、隣接地域での偶数月と奇数月の混在があるため、検針業務等が非効率な状況となっております。

そこで、平成24年6月から7月にかけて、一部の地域（約16万件のうち約7万件）の方を対象に検針月の変更を行い、業務の効率化とサービスの充実を図ります。

検針月の見直しは、国道50号を境に北側（利根川の西側地区を除く）は偶数月検針地区、南側（利根川の西側地区を含む）は奇数月検針地区を基本として見直します。

検針月の見直しに伴う水道料金、下水道使用料については、概ね6月から8月までの期間で調整（偶数⇒奇数：奇数⇒偶数）させていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、対象となる方については、変更する前回検針月に検針票と一緒に書面により詳細な内容をお知らせさせていただきます。なお、不明な点などについては、下記のお問い合わせへお願いします。

☎経営企画課 ☎898-3015・3016へ

水道局お客様センター ☎898-3300へ

◆ 水道水の放射性物質の測定結果について

水道水を安心してお使いください。なお、12月より放射性物質の検出下限を10Bq/kg 未満から1 Bq/kg未満に精度を引き上げたため、3月までに本市のすべての浄水場で検査を行います。

☎浄水課 ☎231-3080へ

	地 区	施 設 名	1 月				
			6 日	11 日	17 日	18 日	25 日
1	旧前橋	敷 島 浄 水 場	不検出	不検出		不検出	不検出
2	大胡	東金丸第2浄水場		不検出			
3	宮城	柏 倉 浄 水 場		不検出			
4	粕川	稲 里 浄 水 場			不検出		
5	富士見	小原目浄水場		不検出			
6		大洞浄水場		不検出			

※測定物質：ヨウ素131、セシウム134、セシウム137（検出下限は0.6～0.9Bq/kg未満）

◆ 下水汚泥等の放射性物質濃度の測定結果について

単位：Bq/kg

前橋水質浄化センターでは、下水汚泥等の放射性物質濃度の測定を2週間に1回、継続して行っておりますが、19回目（平成24年1月5日試料採取）の測定結果は右記のとおりです。

試料名\核種	ヨウ素131	総セシウム
下水汚泥	不検出	34
焼却灰	不検出	2,590
放流水	不検出	不検出

（検出下限は10Bq/kg未満）

詳細は本市水道局ホームページに掲載していますが、測定を開始した平成23年5月当初の値と比較して、1/10以下に減少しています。現在、当センターで発生した焼却灰は、飛散防止の措置をして建物内に保管しています。

☎下水道施設課 ☎221-7524へ

◆今後も継続して検査を実施し、結果については、速やかに本市ホームページ等により公表していきます。

○水道加入金及び給水装置工事手数料について

家屋の新築または改築などに伴う給水装置の工事や口径増大をする場合、水道加入金と給水装置工事手数料が、工事代金とは別に工事を申し込まれたお客さまの負担となります。なお、加入金及び手数料は、工事申込み承認後、工事着手前に水道局発行の納付書によりお客さまに納めていただくことになります。

なお、改築工事などにより口径を増大する場合の加入金は、変更後の加入金との差額が負担となります。

※給水装置とは、水道局が敷設した配水管から分岐して設けられた給水管と、それに直結している蛇口などの給水用具をいいます。

☎水道整備課 ☎898-3043、3037

・新設の場合（一般家庭の例）

メーターの口径	加入金 (税込み)	給水装置工事手数料 (1件につき)
13mm	37,800円	15,000円
20mm	105,000円	
25mm	170,100円	

※口径30mm以上の加入金及び給水装置工事手数料は、本市ホームページをご覧くださいか、担当課へお問い合わせください。

○水道局発行の各種証明書の手数料について

平成24年4月1日から、水道局が発行する証明書の交付に手数料がかかります。

手数料は、右記のとおりです。

☎経営企画課 ☎898-3016へ
☎下水道整備課 ☎898-3063へ

主な証明書発行手数料一覧

証明書の種類	料 金	担当課
水道料金等納入証明書（下水道使用料を含む）	350円 (1件につき)	経営企画課
上水道給水証明書		
下水道事業受益者負担金納付証明書		下水道整備課
公共下水道事業分担金納付証明書		
水洗便所奨励工事費納付証明書		

○運営審議会

平成23年11月22日に平成23年度第1回（第12回）前橋市水道事業及び公共下水道事業運営審議会が開催され、市長から委嘱状が交付されました。委員の任期は2年間で、公共的団体を代表する者、学識経験者、水道・公共下水道を使用する企業の代表者、公募による市民の計10人で構成され、会長には前橋工科大の尾崎教授が選出されました。

水道局では、今後も審議会で討議・検討された内容を尊重しながら事業の効率化を進め、水道水の安定供給や下水道の普及に努めていきます。

☎経営企画課 ☎898-3011

○水道局ホームページに有料広告を募集

水道局の情報をみなさまにお知らせする水道局ホームページに掲載する広告を募集します。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

掲載期間＝平成24年4月1日(日)～平成25年3月31日(日)

掲載場所＝水道局ホームページのトップページ下部に4枠。

規格など＝縦60ピクセル×横150ピクセル。8KB以内でGIF形式に限る。

掲載料＝月額5千円

対象＝企業や団体など（選考、4枠を超えた場合は市内企業や団体を優先）

☎2月24日(金)までに所定の申込用紙に記入し、添付書類を添えて水道局経営企画課（☎898-3011）へ郵送か直接

水道局からののお知らせ

■下水道を正しく使おう

・廃油やゴミを流さない

オイル類や家庭の食用油は下水道管に付着して流れを悪くします。また、野菜クズや残飯、水に溶けない紙、紙おむつ、タバコ、ガム、ビニールなどを流すと、排水管を詰まらせたり、処理場の機能を低下させる原因になります。下水道には絶対に流さないください。

・排水ますを清掃する

宅地内にある排水設備は、各家庭で管理していただくことになっています。そこで、ぜひやっていただきたいのが、排水ますの定期的な清掃です。また、台所からの排水を受ける排水ますには、油脂類分離と防臭の役目をするトラップますというものがあります。このますに溜まった油脂や細かいごみをそのままにしておくと、排水管が詰まったり悪臭の原因になるおそれがあります。ぜひ定期的な清掃を忘れずをお願いします。

☎下水道整備課 ☎898-3075へ

休日の水道局指定工事業者

2/5 (日)	(有)寺本設備 南町三丁目 ☎221-5011	(有)大澤設備工業 横沢町 ☎283-5123	狩野設備 富士見町石井 ☎288-4669	3/4 (日)	市川建設(株) 三俣町三丁目 ☎232-1231	(有)野口商店 柏倉町 ☎283-2651	狩野設備 富士見町石井 ☎288-4669
2/11 (土)	(有)目崎設備 高井町一丁目 ☎252-2752	(株)志村工業 滝窪町 ☎283-5370	小林設備(有) 富士見町時沢 ☎288-2755	3/11 (日)	大川設備 富田町 ☎268-3662	太田建設(株) 粕川町女淵 ☎285-2046	小林設備(有) 富士見町時沢 ☎288-2755
2/12 (日)	(有)青柳管工土木 東片貝町 ☎223-6741	本橋産業(株) 茂木町 ☎283-8353	下田農機具店 富士見町時沢 ☎288-2070	3/18 (日)	大場工業(株) 高井町一丁目 ☎251-3686	(有)石橋工業 樋越町 ☎283-5841	高松設備工事(株) 富士見町小暮 ☎288-3230
2/19 (日)	赤城管設(株) 小坂子町 ☎269-0144	石橋設備工業(有) 苗ヶ島町 ☎283-4455	高松設備工事(株) 富士見町小暮 ☎288-3230	3/20 (火)	柏水工技研(株) 下沖町 ☎232-9297	(有)大澤設備工業 横沢町 ☎283-5123	下田農機具店 富士見町時沢 ☎288-2070
2/26 (日)	(有)磯田興業 後閑町 ☎265-3309	衛スペースイン田村電機 馬場町 ☎283-4463	(有)小沢総合設備 富士見町小沢 ☎288-7552	3/25 (日)	鹿沼管工 荒子町 ☎268-1504	(株)志村工業 滝窪町 ☎283-5370	(有)小沢総合設備 富士見町小沢 ☎288-7552

お問い合わせ・ご相談は 連絡先：前橋市水道局 前橋市岩神町三丁目13番15号

水道料金・下水道使用料の支払い方法について	お客様センター (委託先：(株)ジーシーシー自治体サービス)	☎ 898-3300
水道の検針について		
水道の使用開始・中止の届出について		
道路上の漏水を見つけたとき	水道整備課	☎ 898-3033
赤水やにごり、水の出が悪いつき		
家庭内の水道整備については、直接水道局指定の業者へ (業者が分からない場合は、お問い合わせください)		
水道水の水質について	浄水課水質係	☎ 231-3075
下水道の受益者負担金・分担金について	下水道整備課管理係 (旧下水道建設課)	☎ 898-3063
宅地内の排水設備は個人の財産です。詰まりなどが生じた場合は、指定工事店に直接修繕を依頼してください。 (業者が分からない場合は、お問い合わせください)	下水道整備課普及維持係 (旧下水道管理課)	☎ 898-3075

●漏水などの緊急の場合は、夜間・休日も受け付けています。 ☎234-5511 (代表)

※水道局では、平成23年4月1日付けで、下記のとおり組織の見直しが行われました。

公営企業の経営改革への取り組みを明確化するため、総務課を経営企画課に改称しました。

下水道の整備と維持管理を一体的に行える体制とするため、下水道建設課と下水道管理課を統合し、下水道整備課としました。

広告欄

水道のお引越しの際は
お早めにご連絡ください

株式会社ジーシーシー自治体サービス

お問い合わせ先

前橋市水道局お客様センター 027-898-3300(代)

受付日 月曜日～金曜日 (祝日を除く)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

前橋市水道局指定水道工事店

『上・下水』のことなら、おまかせ下さい。
親切・丁寧な下記工事店まで。

(有)青柳管工土木	東片貝町	☎ 223-6741
岩崎水道	富士見町	☎ 288-4058
鹿沼管工	荒子町	☎ 268-1504
(有)鎌塚設備	西片貝町	☎ 221-0213
(株)木之内設備	大友町	☎ 252-7932
上武工業(株)	上泉町	☎ 269-2935

上記の広告内容に関する質問等につきましては、広告スポンサーに直接お問い合わせください。